受託者特別約款

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)および第8条(保険金を支払わない場合)②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する間に受託物に生じた事故により、受託物の正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
 - ①受託物が保険証券に記載された保管施設内で管理されて いる間
 - ②受託物が保険証券に記載された目的に従い保管施設外で 管理されている間
- (2) 当会社は、(1) の事故が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の 定義によります。

| 用 語 | 定義 |
|-----|--|
| 受託物 | 被保険者が管理する他人の財物であって保険証券に記載されたものをいい、次の物を含みません。 ア. 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿イ. 宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章ウ. 稿本、設計書、雛型 エ. その他アからウまでの財物に類する物 |
| 事故 | 損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。 |
| | |

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合) および第8条(保険金を支払わない場合)(受託物について、 ②を除きます。)の損害のほか、直接であるか間接であるかに かかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を 支払いません。

- ①保険契約者、被保険者、その法定代理人(被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。)もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取
- ②保険契約者、被保険者、その法定代理人もしくは使用人 または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で 使用している間に生じた事故
- ③自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ④自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、 さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ⑤ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ⑥給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用 もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしく はいっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もし くはいっ出
- ⑦建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑧受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- ⑨受託物の使用不能(収益減少を含みます。)

第4条 (責任の限度)

普通保険約款第2条(損害の範囲)①の法律上の損害賠償金につき当会社が支払う保険金の額は、事故の生じた地および時における受託物の価額(同一種類、同年式で同じ損耗度の財物の市場販売価格相当額をいいます。)を超えないものとします。

第5条(1事故の定義)

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第6条(普通保険約款等との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯

される特約条項の規定を適用します。